

北上市告示甲第31号

北上市保育士等就職支援助成事業実施要綱（令和2年北上市告示甲第41号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（助成対象者） 第3 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1) <u>令和5年4月1日</u>までに保育所等に保育士等として雇用される者で、次のいずれかに該当するもの ア・イ [略] (2)～(4) [略] （助成金の額） 第4 [略] 2 市内に住所を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める金額に、当該各号に定める額を加算する。 (1) 助成金の交付申請日の直近の市外における居住期間が継続して1年以上ある者のうち、県外から市内に転入した者にあつては15万円、県内他市町村から市内に転入した者に	（助成対象者） 第3 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1) <u>令和9年3月31日</u>までに保育所等に保育士等として雇用される者で、次のいずれかに該当するもの ア・イ [略] (2)～(4) [略] （助成金の額） 第4 [略] 2 市内に住所を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める金額に、当該各号に定める額を加算する。 (1) 助成金の交付申請日から過去1年以内に市内へ転入し、<u>かつ、直近の市外における居住期間が継続して1年以上ある者のうち、</u>県外から市内に転入した者にあつては15万円

あつては10万円 (2) [略]	、県内他市町村から市内に転入した者にあつては10万円 (2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	